

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「企業価値の向上」「顧客をはじめとする地域社会の信頼の向上」「法令遵守の徹底」を図ることを重要政策の一つであると位置付け、効率的で健全な企業経営を行うために、「意思決定プロセスの向上・ディスクロージャー(情報開示)及びアカウンタビリティ(説明責任)の強化・コンプライアンス(法令遵守)を始めとする危機管理の徹底を図り、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など様々な利害関係者を意識した透明性の高い経営システムの構築を図る」ことをコーポレートガバナンスにおける基本的な考え方としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

・補充原則2-4-1(中核人材の登用等における多様性の確保)

当社は、従業員の多様性を尊重し、すべての従業員が活躍できる社内環境整備に取り組んでおります。なお、人材育成方針や具体的な目標数値等に関しては、現在、その策定に向けて検討を進めています。

・補充原則4-2-2(サステナビリティ方針、経営資源の配分・事業ポートフォリオ等の監督)

当社は、環境・社会貢献等に関して、既に取り組んでおりますが、サステナビリティを巡る取り組みについての基本方針については、現在、策定に向け検討中です。また、当社は、中期経営計画の進捗・実行について確認し、取締役会において監督・議論を行っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・原則1-3(資本政策の基本的な方針)

当社は、当社グループの事業の拡大、収益力の向上等による株主価値の拡大を目指しております。迅速かつ果敢な事業展開を行うために必要となる十分な株主資本の水準、及び安定的な経営を担保する株主構成を保持することを資本政策の基本としております。なお、増資等の資本調達を実施する場合は、取締役会において十分に審議のうえ決議するとともに、投資家・株主への説明を行います。

・原則1-4(政策保有株式)

当社は、取引先との安定的、中長期的な取引関係、業務上の協力関係の維持強化、及び同業他社との情報共有等のための友好関係の維持強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に株式の政策保有を行う方針であり、保有意義の薄れた株式については、保有に伴う便益やリスク等を勘案のうえ、売却等の縮減を検討します。

当社は、毎年、取締役会で、当社グループが政策保有する上場株式について保有の適否を個別に検証しており、保有する上場株式を有価証券報告書において開示しております。

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたって、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に議決権を行使いたします。なお、政策保有先企業に、業績の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情がある場合は、議決権の行使にあたり、特に注意を払うことといたします。

・原則1-7(関連当事者間の取引)

当社では、関連当事者との取引を行う場合は、会社や株主共同の利益を害することのないようにいたします。また、このような取引が行われた場合、取引条件及び取引条件の決定方針等については、法令等で定める方法により開示いたします。なお、当社では、取締役との競業取引及び利益相反取引については、事前に監査等委員会の承認がなされた後に、取締役会で決議することとしております。また、当社が、支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引や行為を行う場合には、特別委員会での審議を経たうえで、取締役会で決議することとしております。

・原則2-6(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の受益者である従業員の利益の最大化を目的として年金運用検討委員会を設置しており、年金資産の運用に関する基本方針を定め、毎年、年金資産の運用内容を決定しております。また、毎年、運用状況報告を従業員に対し行っております。

人材教育面では、定期的開催する運用報告会の場を活用し、信託銀行等の年金資産受託会社と連携したうえで、人材の専門性を高めております。

・原則3-1(情報開示の充実)

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、以下の取り組みを行っております。

(1)中期経営計画を策定し、東京証券取引所に開示するとともに、当社ホームページ(<https://www.kansai-foodmarket.co.jp/>)に掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、当報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4)当社は、業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、持株会社としての経営管理能力及びスーパーマーケット事業の経営能力を有する人物を、独立社外取締役については、企業の経営経験者や、弁護士など多様な専門性を有する人物を選任する方針であります。また、監査等委員である取締役については、少なくとも1名は財務・会計に関する豊富な経験と十分な知見を有するものを選任するものとします。なお、当

社は、取締役会において活発な議論を行うためには、10名程度(監査等委員である取締役を含む。)が適切な人数であると考え、上記方針のもと取締役会で取締役候補者を選定しております。

当社取締役会は、取締役候補者の指名に関して指名・報酬委員会へ諮問を行います。なお、代表取締役や役付取締役が、その機能を発揮していないと認められる場合には、指名・報酬委員会の助言を重視したうえで解任や不再任の決定を行うものいたします。

(5)取締役候補者の選解任を株主総会にお諮りする際の株主総会招集通知においては、選解任・指名についての説明をいたします。

・補充原則3 - 1 - 3

<サステナビリティについての取組等>

当社グループは、地域とのつながりがグループにとって大切な財産であり、地域社会から多くの恩恵を受けることで成長してきたことから、今後も地域の一人として、地域社会の健全で持続的な発展に貢献したいと考えております。このため、専任部署として経営企画室に「サステナビリティ推進部」を設置するなど推進体制の整備も行っています。

<人的資本・知的財産への投資>

当社は、「従業員の職場環境と働きやすい、働き甲斐のある職場づくり」を方針として掲げ、教育プログラムや施設の充実を図るとともに、若手社員の活躍の場を広げる環境整備や健康経営の推進等により、人的資本の強化に努めています。

また、これまで培ってきた市場と顧客基盤、「関西スーパー」「阪急オアシス」「イズミヤ」など屋号のブランド力が、重要な財産であると考えており、これらを活かし、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

・補充原則4 - 1 - 1(経営陣に対する委任の範囲)

当社は、取締役会規則において、取締役会で審議する内容を定めております。また、業務執行については、職務権限規程を定め、担当する取締役が執行できる権限の範囲を明確にしております。

当社は、監査等委員会設置会社として、定款において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めており、大震災等の緊急事態が生じた際は、取締役社長が、法令、定款及び取締役会規則に定める権限の範囲内で、重要な業務執行等の決定を行えることとしております。

・原則4 - 9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外取締役が、以下のいずれにも該当することがない場合は、独立社外取締役であると判断いたします。

1. 当社及びその子会社(以下、当社グループという。)の業務執行者である者もしくはその就任の前10年間に当社グループの業務執行者であった者、又はそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者

2. 現在、又は過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者(個人、企業等の業務執行者に該当する者)

(1)当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主

(2)当社グループの関連会社

(3)当社グループの主要な取引先

\* 主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先の場合で、1事業年度での取引高が当社の連結売上高の2%を超えるものをいう。また、当社グループの借入先の場合、事業年度末日の借入金額が総借入金額の10%を超えるものをいう。

(4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

\* 多額とは、当社グループから取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に、100万円を超える場合をいう。

(5)当社グループから多額の寄付を受けている非営利団体

\* 多額とは、当社グループから取得する1事業年度のコличествоが、役員報酬以外に、100万円を超える場合をいう。

(6)当社グループの法定監査を行う会計監査人

(7)当社グループの業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の当該他の企業等の業務執行者

(8)上記(1)から(7)のいずれかに掲げる者(重要でないものを除く。)の配偶者又は二親等以内の親族である者

3. その他独立社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

なお、上記1. ~ 2. のいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立社外取締役として相応しい者であって、東京証券取引所の定める独立役員に関する独立性基準を充たす者については、その理由を説明・開示することにより、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものいたします。

・補充原則4 - 11 - 1(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模)

当社は、業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、持株会社としての経営管理能力及びスーパーマーケット事業の経営能力を有する人物を、独立社外取締役については、企業の経営経験者や、弁護士など多様な専門性を有する人物を選任する方針であります。また、監査等委員である取締役については、少なくとも1名は財務・会計に関する豊富な経験と十分な知見を有するものを選任するものとします。なお、当社は、取締役会において活発な議論を行うためには、10名程度(監査等委員である取締役を含む。)が適切な人数であると考え、上記方針のもと取締役会で取締役候補者を選定しております。なお、取締役選任議案では、当社取締役(監査等委員である取締役を含む。)のスキルマトリクスを株主総会参考書類に記載しております。

・補充原則4 - 11 - 2(取締役の他の上場会社の兼職状況)

当社の社外取締役に係る重要な兼職状況については、事業報告、株主総会参考書類にて開示しております。

・補充原則4 - 11 - 3(取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社は、2021年12月の経営統合、2022年2月の持株会社への移行に伴い、取締役会の付議事項・基準その他運営方法について抜本的な見直しを実施して参りました。取締役会の実効性に関して、2022年4月に実施した全取締役を対象としたアンケート及び同年5月に開催した取締役会において報告等を行いました。分析・評価しました結果、当社取締役会は、取締役会の実効性は確保できていると評価しました。ただし、企業戦略、中長期的な経営計画等に関する議論の充実や、資料提供時期の早期化による議案の事前検討時間のさらなる確保など、より一層の改善に向けた取り組みを今後も継続して行っていく必要があることを確認しました。当社は、これらの結果を踏まえ、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

・補充原則4 - 14 - 2(役員に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役が法令・定款を遵守し、株主への受託者責任に応えるため、常に研鑽を積むことを方針としており、必要に応じて取締役に、会社法や金融商品取引法等に関する情報や、社外講習会の受講の機会を提供しております。

社外取締役に對しては、当社の事業内容の説明や主要店舗の視察等により当社業務について理解を深める取り組みを行っております。

・原則5 - 1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主から対話(面談)の希望がある場合は、その希望の内容及び趣旨を踏まえ、担当部門が対応を行い、合理的な範囲内で、適切な役員も面談に臨むこととしております。なお、株主との面談にあたっては、インサイダー情報の管理に留意するとともに、企業価値の向上に資する意見の聴取に努めます。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	37,034,909	62.82
関西スーパーマーケット取引先持株会	2,709,400	4.60
伊藤忠食品株式会社	1,429,200	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,343,900	2.28
国分グループ本社株式会社	1,021,200	1.73
株式会社かね清	800,000	1.36
加藤産業株式会社	700,000	1.19
関西スーパーマーケット従業員持株会	529,229	0.90
株式会社三菱UFJ銀行	339,600	0.58
株式会社みずほ銀行	339,600	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 (上場:東京) (コード) 8242

### 補足説明 更新

上記の大株主の状況は、2022年3月31日現在です。  
当社は、2022年3月31日時点において、自己株式4,901,624株を保有していますが、上記の大株主から除いております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <span>更新</span>	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、関連当事者との取引を行う場合は、会社や株主共同の利益を害することのないようにいたします。また、このような取引が行われた場合、取引条件及び取引条件の決定方針等については、法令等で定める方法により開示いたします。なお、当社では、取締役との競業取引及び利益相反取引については、事前に監査等委員会の承認がなされた後に、取締役会で決議することとしております。また、当社が、支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引や行為を行う場合には、特別委員会での審議を経たうえで、取締役会で決議することとしております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森 薫生	弁護士													
西口 美廣	他の会社の出身者													
澤 千恵	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 薫生			重要な兼職の状況 ・高麗橋中央法律事務所所長 ・サノヤスホールディングス株式会社社外取締役	森薫生氏は弁護士として豊富な経験と実績を有しております。また、同氏と当社の間には一般株主と利益相反関係が生ずるような利害関係がないことから、同氏を独立役員に指定しております。なお、同氏が所属する法律事務所と当社との間に、顧問契約又は個別の法律事務の委託等の取引関係はありません。また、同氏の重要な兼職先の企業と当社との間に取引等の関係はありません。

西口 美廣		重要な兼職の状況 ・株式会社神戸国際会館監査役 ・伸和エンジニアリング株式会社監査役	西口美廣氏は長年にわたって財務・経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の重要な兼職先の企業と当社との間に取引等の関係はありません。なお、同氏は、当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行に過去勤務した経験がありますが、当該金融機関からの借入額は当社の借入総額の5%未満であること、また2003年4月に退職後、10年以上が経過していることから、一般株主と利益相反関係が生ずるような利害関係がないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
澤 千恵		重要な兼職の状況 ・社労士オフィス ジェイアシスト 代表 ・株式会社スカイコンサルティング代表取締役	澤千恵氏は社会保険や労務に関する高い知見を有しております。同氏の重要な兼職先の企業と当社との間に取引等の関係はありません。また、同氏と当社の間には一般株主と利益相反関係が生ずるような利害関係がないことから、同氏を独立役員に指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフを配置しています。監査等委員会選任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、重要案件に関する決裁書及び議事録の閲覧や内部統制部門(経理、総務、システム部門等)から業務執行状況の聴取を行っております。

内部監査部門との連携については、監査等委員会委員長が期初に業務監査を中心とした監査計画を確認し、随時監査計画の進捗及び調査結果の報告を受け、意見交換を行うことにより、監査機能の強化に努めております。

また、会計監査人については、有限責任あずさ監査法人を選任しており、監査計画策定にあたっては重点監査項目の摺り合わせを行うほか、原則月1回監査等委員会委員長が監査結果等の報告を受けるとともに監査等委員会で会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務執行体制の適切性、監査計画の進捗について相互に確認を行うことにより、緊密な連携を行っております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
------------------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

#### 補足説明

当社取締役会は、取締役候補者の指名及び取締役報酬の決定等に当たっては、指名・報酬委員会へ諮問いたします。なお、指名・報酬委員会はすべての独立社外取締役と代表取締役社長により構成することといたします。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の選任に当たり、当社所定の独立性判断基準(コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示[コード原則4 - 9]に記載)に適合する独立社外取締役を2名以上確保することとしております。なお、現任の社外取締役3名全員はこの基準に適合していることから、3名全員を独立役員に指定し東京証券取引所に届け出たしております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

#### 該当項目に関する補足説明 [更新](#)

##### 1. 業績連動報酬

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、予め定めた業績に関する基準に従い、毎年、定時株主総会の終結の日より1か月以内に金銭報酬を支給します。

##### 2. 非金銭報酬

株主と一層の価値共有を進めるため、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等の一部を株式報酬とします。なお、当該報酬は、毎年、定時株主総会の終結の日より1か月以内に支給します。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 [更新](#)

株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員及び監査等委員である取締役全員の報酬総額の限度額をそれぞれ決定し、その範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議で決定いたします。

なお、第63期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の取締役に対する報酬は次のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く) 8名 114,110千円(うち社外取締役 1名 2,400千円)

取締役(監査等委員) 6名 23,900千円(うち社外取締役 5名 14,400千円)  
なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

##### 1. 基本方針

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績向上の意識を高めるためのインセンティブとしての業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成し、各人の職責を踏まえた適正な水準を支給する。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬のみを支給する。なお、取締役会は、個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議することにより、その公平性と透明性を確保する。

##### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定額金銭報酬とし、常勤と非常勤の別、役位、当社の連結業績を考慮のうえ、総合的に勘案し決定する。

##### 3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は金銭報酬とし、予め定めた業績に関する基準に従い、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に支給する。

##### 4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株主と一層の価値共有を進めるため、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等の一部を株式報酬とする。なお、当該報酬は、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に株式報酬規程に基づき支給する。

##### 5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の個人別の報酬等の額における基本報酬の割合は80%程度、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合は、総額の20%程度を目処とする。また、業績連動報酬等は、上位者ほど割合を高くする。

##### 6. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬については、指名・報酬委員会の検討を経て、取締役会にて決定するものとする。

#### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

総務室及び監査等委員会室スタッフが社外取締役に対し、それぞれ取締役会及び監査等委員会、株主総会に関する情報伝達を担当しております。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

#### その他の事項

制度はありますが、対象者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

監査等委員会設置会社として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、監査等委員である取締役(以下「監査等委員」と記載します。)による適正な監督及び監査を可能とする経営体制を整備し、コーポレートガバナンスの充実ならびに実効性向上を図っております。

< 企業統治の体制の概要 >

##### 1. 取締役会

経営の基本方針、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置付けております。

##### 2. 監査等委員会

監査等委員で構成し、法令・定款に従い、監査等委員会規則に基づく監査方針を定めるとともに、監査等委員会監査基準に従い監査を行い、監

査等委員会の監査報告書を作成しております。

### 3. グループ経営会議

経営に関する重要事項の立案、検討及び取締役会決議事項以外の決定、並びに実施結果の報告等を行うことを目的として、経営方針に沿った業務執行計画及び状況について、解決すべき諸問題を迅速に処理し、必要な意思決定を適切に行い、経営活動の効率を高めております。

### 4. 指名・報酬委員会

不定期開催。すべての独立社外取締役と代表取締役社長により構成し、取締役候補者の指名及び取締役報酬に関する議案の決定について審議・検討し、取締役会に勧告します。

### 5. 特別委員会

不定期開催。すべての独立社外取締役で構成し、審議内容に応じて、社外の有識者を選任できるものとします。本委員会では、支配株主と少数株主の利益が相反するような重要な取引・行為について審議・検討し、取締役会に勧告します。

#### < 内部監査及び監査等委員会監査の状況 >

監査等委員会は、社内監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員3名で構成されております。また、監査等委員会室と連携し監査を実施しております。

#### 1. 監査等委員

取締役会、監査等委員会その他重要な会議に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧を通じて、取締役会の意思決定のプロセス及び取締役の業務執行について厳格な監督、監査を行うとともに、監査等委員会室及び会計監査人との情報交換等により、経営監視機能を果たしております。

#### 2. 監査等委員会の機能強化に関する取組状況

監査等委員には、企業経営経験者や財務・法務等専門的知見を有する者を選任するとともに、監査等委員会室を設置し、監査の充実を図っております。

監査等委員と代表取締役や内部統制部門スタッフとの会合の定例開催や会計監査人との連携を緊密に行うとともに、監査等委員のグループ経営会議等重要会議への出席、重要案件に関する決裁書及び議事録の回覧、監査等委員及び監査等委員会室スタッフのグループ会社監査役の兼任及びグループ監査役連絡会の定例開催などを通じて、当社及び当社グループ全体の監査の実効性を高める体制をとっております。

#### < 会計監査の状況 >

当社監査等委員会は監査法人から監査方針並びに決算上の課題や問題点について定期的に報告を受け、情報交換を実施しております。監査法人の名称は、有限責任あずさ監査法人であり、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査等について監査契約を締結しております。有限責任あずさ監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

なお、2022年6月21日開催の定時株主総会において、会計監査人を有限会社あずさ監査法人へと変更する前の監査法人は次のとおりであります。なお、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

(従前の監査法人)

監査法人の名称 ・太陽有限責任監査法人

継続監査期間 ・34年間

指定有限責任社員・業務執行社員 高木 勇 (継続監査年数5年)

指定有限責任社員・業務執行社員 山内 紀彰(継続監査年数2年)

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 3名、その他 24名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員会設置会社として、社外取締役である監査等委員(3名)による社外的・中立的視点の下、取締役の職務執行並びに当社業務や財政状況の監査を行うとともに、議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に加わることにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。これまで実施してまいりました諸施策が実効をあげており、経営の監査・監督の面では十分に機能していると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途とした日程遵守を継続実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会に多くの株主が出席できるように日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年3月期に関する定時株主総会から採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年3月期に関する定時株主総会から採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2021年3月期に関する定時株主総会から採用しております。
その他	当社ホームページ( <a href="https://www.kansai-foodmarket.co.jp/">https://www.kansai-foodmarket.co.jp/</a> )において株主総会招集通知および決議通知の全文を掲載しております。 株主総会における報告事項についてビジュアルを使用することにより、株主の皆様のご理解を得られるよう努めています。

### 2. IRに関する活動状況 更新



	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、金融商品取引法及び当社が株式を上場している証券取引所が定める適時開示規則に則ってディスクロージャーを行っております。投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報、並びに適時開示規則に該当しない情報についても、当社を理解していただくために有効と思われる情報についても、適時・適切に開示する方針であります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表、本決算発表時の年2回、報道機関に対して決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報をはじめとする適時開示資料、四半期決算短信並びに決算短信及び四半期報告書を当社ホームページ( <a href="https://www.kansai-foodmarket.co.jp/">https://www.kansai-foodmarket.co.jp/</a> )に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地域密着企業として環境保全活動、社会貢献活動、食育活動、また顧客参加の各種イベント開催に積極的に取り組んでおります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、持株会社体制への移行に伴い、2022年3月25日開催の取締役会で業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を次のとおり変更いたしました。

- 当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)当社グループの役職員は、H2Oリテイリンググループの一員として、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を定めた「H2Oリテイリンググループ行動規範」に則り行動するものとし、法令遵守の風土の醸成を図る。
  - (2)コンプライアンス推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任する。
  - (3)コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図る。
  - (4)内部監査体制を充実し、適合性のチェック機能を高めて行く。
  - (5)内部通報制度を設置するとともに、取締役及び使用人が法令違反行為又は不正行為を行った場合の懲戒処分に関するルール並びに取締役会及び監査等委員会への報告体制を整備する。また、通報者に対して不利な取扱いをしてはならないことを内部通報規程に定める。
  - (6)財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を推進する。
  - (7)反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める。
- 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1)取締役の職務執行に係る各種議事録や決裁書類など重要な記録について、文書管理規程その他社内規程に則り適切に管理・保存する。
  - (2)常時、取締役からの閲覧要請に応じる体制とする。
  - (3)各部門を担当する取締役は重要情報の記録が規程に基づき適切に管理される体制作りを行う。
- 当社グループの損失の危機に関する規程その他の体制
  - (1)リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を規定したリスク管理規程を整備する。
  - (2)「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、リスク情報の収集、対応方針の策定等を行うとともに、非常時において横断的かつ機動的に損失の最小化を図ることができる体制を整備する。
  - (3)内部監査部門は当社グループのリスク管理状況について監査を行う。
- 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)当社グループの経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置するとともに、取締役の職務執行の責任権限を明確にし、業務執行ライン(命令・報告系統)が適切に機能する組織作りと、その見直しを機動的に行う。
  - (2)中期経営計画に基づく年度計画による業績数値目標について月次の達成状況を管理し、適宜取締役会及びグループ経営会議において業績目標数値の達成状況の評価・対策を審議する。
- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1)当社子会社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行等についての当社への報告ルールを定め、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議する。

- (2) 内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制、内部通報制度は子会社を含めた横断的な運用を行う。  
(3) 親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で、少数株主との利益が相反する重要な取引や行為を行う場合には、独立社外取締役、その他有識者で構成する特別委員会の審議を経たうえで、取締役会に諮るものとする。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人

- (1) 監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を任命する。  
(2) 当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査等委員会の同意を得る。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役会及びグループ経営会議その他重要な会議に監査等委員が出席し、重要な業務執行に関する報告を受ける。また、重要案件に関する決裁書及び各種会議体及び委員会の議事録の回覧等を行う。  
(2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から職務執行に関して報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとし、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当該会社の監査役に報告し、報告を受けた監査役は当社監査等委員会に報告する。  
(3) 監査等委員会は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する報告を定期的にする。  
(4) 当社グループは監査等委員会への報告者が不利にならないよう内部通報規程に定める。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をするときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにその費用等について負担する。  
(2) 会計監査人から会計監査内容について定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的な組織、団体、個人などからの不当な要求には一切応じないことを、内部統制の基本方針の一つに掲げております。このような企業姿勢のもと、警察・弁護士など外部の専門家との連携強化を図り、グループ各社と情報共有を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、有事の際には「対策本部」を設置し、グループが一体となって解決を図る体制を採っております。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

当社グループに関する情報は、グループ各社の情報管理担当者(原則として各社社長)が情報管理責任者(当社総務担当役員)に報告します。その内、重要情報については、総務担当役員は、取締役社長に報告します。

決算・決定事実については、社内規程に基づき、グループ経営会議・取締役会に付議し、承認を受けた後、総務室を通じて適時開示を行います。発生事実については、発生後遅滞なく総務室を通じて適時開示を行います。

(株)関西フードマーケット 体制図

